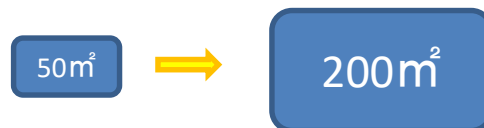


【解説 1】 アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部改正について (令和3年6月30日施行)

改正告示 1. アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 (平成14年国土交通省告示第410号)

<改正概要>

- 構造計算が不要となるアルミニウム合金造の建築物の規模が、50 m²以下から200 m²以下に引き上げられました。
- 構造計算により安全性が確かめられた場合には埋込み形式柱脚に関する基準を適用しないこととなりました。



改正告示 2. 建築基準法施行令第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件 (平成19年国土交通省告示第1119号)

<改正概要>

- 建築士が設計に関与した4号建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物をいう。）の建築確認において審査が省略される規定に、アルミニウム合金造の仕様規定（平成14年国土交通省告示第410号第1から第8まで）が追加されました。

→今回の改正により、アルミニウム合金造の4号建築物についても、**図書省略が可能となりました。**



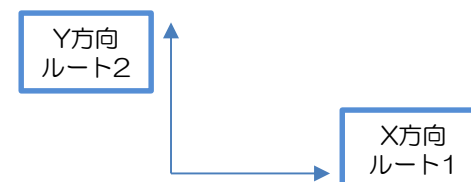
アルミニウム合金造の駐輪場。面積を確認して図書省略にしようかなあ。。

【解説 2】 建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件等 (平成19年国土交通省告示第1274号他)

＜改正概要＞

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件 (平成19年国土交通省告示第1274号) の改正が行われ、図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の基準が、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算 (以下「ルート2計算同等計算」という。) の基準に追加されました。

→従前のXY方向別で計算ルートを変えること (例 X: ルート1 Y: ルート2) が可能であることに変更はありません。

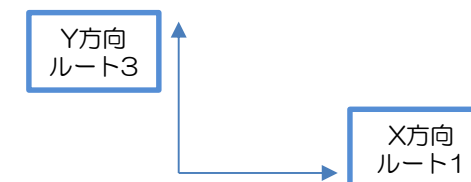


(2) 確認審査等に関する指針 (平成19年国土交通省告示第835号) の改正が行われ、ルート2計算同等計算のうち、図書省略認定において国土交通大臣が指定した構造計算の審査方法が定められました。

→新たに国土交通大臣の認定によるルート2計算同等計算の図書省略が可能となりました。

(3) 建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件 (平成27年国土交通省告示第189号) の改正が行われ、平成19年国土交通省告示第1274号第1号から第3号までに掲げる建築物について、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を追加されました。

→従前のXY方向別で計算ルートを変えること (例 X: ルート1 Y: ルート3) が可能であることに変更はありません。



【お知らせ】 GBRC業務説明会のご案内

テーマ：(一財) 日本建築総合試験所の建築確認審査業務とは

開催形式：オンデマンド配信

開催日：令和3年7月29日～令和3年8月26日

申込：<https://hyotei.gbrc.cloud/seminar/joins/add/40>

参加費：無料

【業務説明会のお申込み・お問い合わせ先】

建築確認評定部 建築確認検査課

E-mail：gyoumusetsumei-2021@gbrc.or.jp



【編集後記】今年は例年より早い梅雨入りとなり、雨と暑さの入り混じる日々となりましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。梅雨もあけて、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。コロナ対策のため、競技場での応援は困難ですが、画面を通して、選手への熱い応援が出来ればと思います。GBRCも、時を同じくして、オンデマンド配信による業務説明会を開催いたします。皆様どうぞ、お友達ともお声かけの上ご視聴ください。(川上)

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター
建築確認検査課 担当：武平・川上
TEL：06(6966)7565
FAX：06(6966)7680
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp